

# 『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(1)

## —全体構成及び「序説」、「使用法」—

### A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.1

#### : Overall Structure, Introduction and Directions for Use

米谷優子<sup>†</sup> 村上泰子<sup>††</sup> 川瀬綾子<sup>†††</sup> 北克一<sup>††††</sup>

MAITANI Yuko<sup>†</sup>, MURAKAMI Yasuko<sup>††</sup> KAWASE Ayako<sup>†††</sup>, KITA Katsuichi<sup>††††</sup>

**概要**：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、全体構成及び「序説」「使用法」について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC

## 1 はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法 新訂 10 版』（以下、『NDC10』、以下、他版も同様）が刊行された<sup>1</sup>。1995 年 8 月刊行の『日本十進分類法 新訂 9 版』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。

刊行に先立ち、日本図書館協会分類委員会では、都合 3 回の説明会が開催されたが、最後の説明会（2014 年 3 月；関西説明会）での配布資料や当日の質疑応答では、必ずしも明確な回答でなかったり、検討課題として引き取られた諸点も残存した。この度、『NDC10』が刊行され、こうした疑問点がどのように解決を図られたのかを検証することが可能となった。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。なお、本稿では多面的な検討内容のうち、『NDC10』の全体構成及び「序説」、「使用法」について検討を行う。

## 2 『NDC10』の改訂内容

### 2.1 外形式

最初に外形式を確認しておきたい。『NDC9』は A5 判で、「本表編」、「一般補助表・相関索引編」で構成されていた。『NDC10』は B5 判で、第一分冊「本表・補助表編」と第二分冊「相関索引・使用法編」の 2 冊で刊行された<sup>2</sup>。

外形的には、補助表が本表編に統合され、新たに「使用法」「用語解説」「事項索引」が設けられた。詳細な検討は後に譲る。

### 2.2 改訂指針

『NDC10』の改訂指針については、「本表・補助表編」の「序説」中の「3 新訂 10 版における主要な改訂」において、示されている<sup>3</sup>。

「3.1 改訂方針」では、「主題検索に向けた分類表という要請に応えうるもの」という認識のもとに、次の 4 項目の方針を示している。

- 1) 9 版の改訂方針を踏襲する。
- 2) 新主題の追加を行う。
- 3) 全般にわたって必要な修正・追加などを行う。
- 4) NDC・MRDF9 の本表と相関索引を統合し、

<sup>†</sup> 大阪市立大学・関西大学等

<sup>††</sup> 関西大学

<sup>†††</sup> 京都精華大学

<sup>††††</sup> 相愛大学

分類典拠ファイルを作成する。

いずれもかねてから分類委員会により示されている指針である。

ただ、「NDC・MRDF9の本表と関連索引を統合し」た電子ファイルを「分類典拠ファイル」と呼ぶことには、用語法として違和感がある。

本来、典拠ファイルとは、書誌レコードのアクセスポイントを一意にするために標目、参照や標目作成の根拠などを管理する典拠レコードのデータベース(ファイル)であろう。標準ツールとしての分類表の本表と関連索引の統合ファイルが、「分類典拠ファイル」と呼べるのであろうか。

なお、「3.5 NDC・MRDF9の検討」では、「分類典拠ファイル」の語は用いられておらず、「データベース」試作版が紹介されている。用語の整理・統一が必要ではないだろうか。

『NDC10』の具体的な改訂内容については、「3.2 追加的対応」で、以下が示されている<sup>4</sup>。

- (1) 分類表の構成の改変
- (2) 補助表の組み換えと固有補助表の新設
- (3) [共通細目][地域細目]の付記の削除
- (4) 多数の別法の導入
- (5) その他

本稿では、このうち「分類表の構成の改変」に関わる全体構成及び「序説」、「使用法」について、検討を行う。

### 3 『NDC10』の全体構成

『NDC10』の全体構成とその特徴について確認する。

#### 3.1 全体の構成と分量

『NDC10』の全体構成は、本文末尾の表1の通りである。全体構成と相対的な分量把握として、ページ数を付した。

第一分冊には、「本表・補助表編」として、「序説」、「各類概説」、「本表」(「類目表」、「綱目表」、「要目表」細目表)及び「補助表」(一般補助表・固有補助表)などが収録されている。

第二分冊には、「関連索引」『日本十進分類法新訂10版』の使用法「用語解説」「事項索引」が収録された。

#### 3.2 全体構成の主な変更点

全体構成における主要な変更点には、以下の4

点があげられる<sup>5</sup>。

- 1) 『NDC9』の「解説」を「序説」と「使用法」に二分したこと
  - 2) 『NDC9』では第二分冊にあった補助表を第一分冊に移動し、『NDC9』の第一分冊冒頭にあった「解説」から発展した「使用法」は関連索引の巻(第二分冊)に収録していること
  - 3) 使用法を一般規程と各館規程に分けたこと
  - 4) 「用語解説」・「事項索引」を新たに設けたこと
- 以下に順に検討する。

##### 3.2.1 「解説」の「序説」と「使用法」への二分

『NDC9』の冒頭にあった「解説」の内容を、『NDC10』では「序説」と『日本十進分類法新訂10版』の使用法(以下、「使用法」とする)に分け、前者を第一分冊の冒頭に、後者は第二分冊の関連索引に続いて収録した。

『NDC9』の解説を、『NDC10』で二分したことについては、「3.2 追加的対応」の「(1) 分類表の構成の改変」で「序説を簡潔にし」、「使用法」は「最低限の基本的な解説」として「使いやすい」「わかりやすい」をモットーに記述するとともに、書誌分類に対応することに留意した」と説明している<sup>6</sup>。

「序説」の「4『日本十進分類法新訂10版』の使用法について」、さらに「使用法」の「はじめに」においても、「使用法」設置の目的について解説している。「これまで分散していた使い方の説明をここに集中し、分類作業を行うのに必要な、最低限の「使用法」を提示する<sup>7</sup>という位置づけである。

『NDC9』の「解説」と、『NDC10』の「序説」「使用法」の比較・対照については、4章で詳述する。

##### 3.2.2 第一分冊と第二分冊間の移動

『NDC9』では、「補助表・関連索引編」として第二分冊に収録されていた補助表は、『NDC10』では、第一分冊に、本表に続いて、一般補助表と固有補助表が収録された。

また、『NDC9』の序説を二分して設けた「使用法」は、第二分冊(関連索引・使用法編)に収録されている。

固有補助表の一括掲載については、「序説」の「3 主要な改訂」の「3.2 追加的対応」での「補助表として双方を並列的に掲載した<sup>8</sup>という説明に留

まる。これまで、本表中の該当箇所にもみ収録されていた固有補助表を、一般補助表に続いてまとめて掲載したことについては、それ以上の説明は「序説」「使用法」中には見られなかった。

「使用法」を第二分冊に移動したことについては、『NDC10』序説では「使用法については、分冊の「相関索引・使用法編」に収録した」<sup>9</sup>と述べるにとどまるが、たとえば、『NDC10』完成後に委員が解説した資料<sup>10</sup>の中では「冊子ごと性格づけを明確に」「記号を構築・付与するための第1分冊、使用を支援するための第2分冊」という解説が見られた。『NDC9』では、本表を開けたままで、補助表が参照できるように、という配慮から、本表と補助表が巻を分けられたが、この使い方はあまりされていないという分析があったようだ。

ともかく、第一分冊は分類番号付与のため、第二分冊は分類作業を支援するため、という性格づけは『NDC10』中で明記されていないことではあるが、納得できる。

### 3.2.3 「使用法」の二部構成

『NDC10』の「使用法」では、『NDC9』の序説の内容の一部を引き継ぐとともに、内容を「I NDCの一般的な適用について」と「II NDCの各館での適用について」の2部に分けた。

各部の内容については、『日本十進分類法 新訂10版』の使用法の「はじめに」で、第1部は「書誌データの作製における分類作業という観点から」、第II部は「各館における資料管理に即したNDCの適用法について」解説していると述べている<sup>11</sup>。

あわせて、分類規程の見直しを図り、「従来書架分類のための指針とされてきた規程を、著作の主題情報について分析的、合理的に明確にするための基準とみなすことを明記して、書誌分類付与を中心に据える考え方への転換を明示した<sup>12</sup>。

「分類規程」については、「使用法」についての項で詳述する。

### 3.2.4 用語解説・事項索引の新設

『NDC10』では、「用語解説」・「事項索引」が新しく設けられた。

これらの章については、序説の「5用語解説に

ついて」「6序説、『日本十進分類法新訂10版』の使用法等に対する索引について」で新設の報告がされている。いずれも、特に初学者にとって、便利なツールといえる。

ただし、内容的には、問題を感じる項目が散見される。たとえば、上述したテーマ(theme)の「用語解説」での記述は「主題情報の概念モデルを規定した『主題典拠データの機能要件』において定義される、著作の主題となるテーマおよびテーマや記号の形で呼び表す「名辞」という2つの実体」となっている。が、これだけでは「わかりやすい」とは言いがたいのではないか。MRDFの解説も、MRDFを説明するのにMRDFの語を用いており、わかりにくい。

なお、事項索引は出現箇所はページ番号ではなく項目名で記されている。たとえば、テーマは、序説1.1、使I 4.1 使II 5.4.2 となっている。このうち、使I 4.1は4ページ(p275-278)に渡っており、出現箇所を探すのがやや煩雑な印象を受けた。

### 3.3 『NDC10』の主な特徴

『NDC10』の主な特徴は、「3.2 追加的対応」で示された、「(1) 分類表の構成の改変」と「(2) 補助表の組み換えと固有補助表の新設」及び「(4) 多数の別法の導入」である。

このうち、第一の「(1) 分類表の構成の改変」については、2.1で取り上げた。

第二の「(2) 補助表の組み換えと固有補助表の新設」とは、『NDC9』で一般補助表として扱われていた「言語共通区分」、「文学共通部分」の2つの一般補助表を、固有補助表に変更したことと、固有補助表として明示されていなかった内容を収容したり新設したりしたことを指す。

「補助表の組換え」は、一般補助表は「部分的であっても2つ以上の類で使用される補助表」という原則を定め<sup>13</sup>、この原則に該当しないものとして、8類のみで使用される「言語共通区分」及び9類のみで使用される「文学共通部分」の2つを、一般補助表から固有補助表に移動させたものである。

この結果、『NDC10』における一般補助表は、「I 形式区分」、「I-a 地理区分」、「II 海洋

区分」、「III 言語区分」の3種類4区分となった。

一方、固有補助表についての変更点は以下のよう  
に整理される。

- (1) 『NDC9』で本表中に収録されていた固有補助表を、独立した「固有補助表」として明示した<sup>14</sup> (3.2.2で既述)。
- (2) 「日本の各地域の歴史(沖縄県を除く)における時代区分 <211/219> 各地」を新設した。
- (3) 一般補助表から分離した「言語共通区分」、「文学共通部分」の2つを固有補助表に収容した。
- (4) 『NDC9』の「解説」で固有補助表としての明示が欠落していた「様式別の建築における図集」を改めて固有補助表として、収容した。
- (5) 「写真・印刷を除く各美術の図集に関する共通細区分表」というように、「印刷」の語彙を追加した。

この結果、固有補助表は、次の10種類となった。

- 1) 神道各教派の共通細区分表
- 2) 仏教各宗派の共通細区分表
- 3) キリスト教各教派の共通細区分表
- 4) 日本の各地域の歴史(沖縄県を除く)  
<211/219>における時代区分
- 5) 各国・各地域の地理. 地誌. 紀行における共通細区分表
- 6) 各種の技術・工学における経済的、経営的観点の共通細区分表
- 7) 様式別の建築における図集
- 8) 写真・印刷を除く各美術の図集に関する共通細区分表
- 9) 言語共通区分
- 10) 文学共通部分

これら10種類の固有補助表は、いずれも本表中の該当箇所でも再掲されている。

補助表についての詳細検討は、別稿『日本十進分類法 新訂10版』の検討 その(2)―補助表<sup>15</sup>で扱う。

## 4 『NDC10』の「序説」と「使用法」

### 4.1 「序説」及び「使用法」の構成：『NDC9』との

## 対照

先述したように、『NDC9』の「解説」で述べられていた内容は、『NDC10』では「序説」と「使用法」に分割して盛り込まれた。

『NDC9』では、「解説」だけの目次はなかったが、『NDC10』では、「序説」「使用法」それぞれに目次が設けられた。全体が把握しやすく、また参照しやすくなっている。

内容面では、『NDC9』の「解説」と、『NDC10』の「序説」・「使用法」の比較から、概ね次のようなことが指摘できる。

- (1) 『NDC10』の「序説」中の「1 分類法の基本」は、概ね『NDC9』での「解説」中の「1 図書館における図書の分類」の継承、更新である。
- (2) 『NDC10』の「序説」中の「2 日本十進分類法について」は、『NDC9』の「解説」中の「2 日本十進分類法について」を概ねカバーしたものである。
- (3) 『NDC10』の「序説」では、上記の(1)で述べた「1 図書館における図書の分類」、(2)で述べた「2 日本十進分類法について」に続いて、「3. 新訂10版における主要な改訂」「4. 『日本十進分類法新訂10版』の使用法について」「5. 用語解説について」「6. 序説、『日本十進分類法新訂10版』の使用法等に対する索引について」を新設している。4-6は『NDC10』で新設した項目の解説である。
- (4) 『NDC10』の「使用法」のうち、「1 分類作業」中の「1.2.2 主題分析のための情報源」まで、及び、「2 分類規程」は、『NDC9』の「解説」に対応している。
- (5) 『NDC10』の「使用法」において、上記(4)を除いた部分は、概ね『NDC10』で新しく展開した部分である。

『NDC9』からの変更点を確認したうえで、『NDC10』の「序説」及び「使用法」について検討する。

### 4.2 「序説」「使用法」の対象：初学者への配慮

『NDC9』の解説の「はじめに」では、「解説」

が「初めて本書に接する方のために書かれて」いることが明言されており、その後の解説でも、ランガタンの図書館学の五法則のうちの一つを引用するなど、図書館の機能と利用の便法としての図書分類について、初学者を意識した記述になっていた。

一方、『NDC10』「序説」の「はじめに」ではNDCが広く適用され「最も使いやすい分類表」であることを強調しているが、読者対象についての記述はない。

「用語解説」や「事項索引」の新設や、『NDC9』の「解説」を「序説」と「使用法」に分けて増幅したのは、学習者への配慮と推測される<sup>16</sup>が、序説中の「『日本十進分類法新訂10版』の使用法について」での「NDCの理解、および分類作業にあたっては大いに活用されることを期待したい」<sup>17</sup>との表現にとどまり、初学者を特に意識する記述は、『NDC10』中には見当たらない。

結局、初学者への配慮が曖昧なままであり、そのためか、実際、『NDC9』の「解説」に比べて『NDC10』の「序説」「使用法」の記述は、必ずしも初学者向けとは言えない印象になっている。

たとえば、「序説」1章「分類法の基本」の第1節は、「主題組織化」の説明で、「主題(subject)あるいはテーマ(theme)によって、情報資源へのアクセス手段を整備することである」としているが<sup>18</sup>、この「主題(subject)」と「テーマ(theme)」の相違については説明がない。

また、「主題組織化」は本文で説明があるものの、「組織化」自体の説明は、用語解説も含めて明示されていない。

いずれも、分類法の基本的な概念を表す用語であり、初学者にとっては、丁寧な説明が求められるところではないだろうか(subjectとthemeには、加えてtopicsについても取り上げられるとなお良いだろう)。

## 4.3 『NDC10』の「使用法」

### 4.3.1 「使用法」の目的と構成

「使用法」については、『NDC10』の「序説」において、次のように解説している<sup>19</sup>。

9版においては解説の中で「分類作業の

進め方」および一般補助表の各区分に対して使用法が示されていた。(略)9版の改訂指針にあるように、「形式区分、地理区分などを含め補助表の使用基準の明確化を図り、また分類注記、関連索引の用語を充実させるとともに、さらに「分類作業」を行うのに必要な最低限の「使用法」を提示した。

「使用法」においても、「はじめに」で、『NDC9』での「分類作業の進め方」や一般補助表での各区分の使用法について触れた後、『NDC10』での変更点を述べ、「特に、これまで分散していた使い方の説明をここに集中し、分類作業を行うのに必要な最低限の「使用法」を提示することにした」と「使用法」設定の目的を改めて述べている<sup>20</sup>。

『NDC9』で各所に分散していた「解説」を引き継ぎ明確化して、さらに、「必要最低限の「使用法」を提示」することを目的としていることが繰り返し述べられている。数度にわたって「必要最低限」が強調されているところに、各自の学習や各館での詳細決定の必要性を訴える真情が推察される。

先に述べた通り、『NDC10』の「使用法」は、『NDC9』の「解説」に対応した部分と、『NDC10』で新しく展開された部分に分けられる。

本節では、『NDC10』の「使用法」中の序文「はじめに」ならびに、「1分類作業」で、『NDC9』での「解説」と重ならない新設の部分及び「5 関連索引の使用法」を取りあげる。なお、「3 各類における分類記号の付与」についての検討は、別稿<sup>21</sup>で扱う。

### 4.3.2 「使用法」中の用語法：分類規程と分類基準

「使用法」の「はじめに」では、使用法の目的に加えて、「使用法」が一般的な適用についての第I部と、各館の適用法についての第II部の2つの部から構成されることも説明している<sup>22</sup>。

このうち、第II部では「各館の分類基準の整備、館種別の適用、別法の選択、別置など具体的な措置について解説した」(下線筆者)としているが、この「分類基準」は、第II部の本文では「分類規程」として述べられているものであろう。用語解説等で、分離規程は分類基準、分類コードとも呼

ばれるとしており、誤りではないのだが、この語は特にこの『NDC10』において大きな意味を持ち、その他の箇所では「分類規程」で統一している。この部分だけ「分類基準」とあるのは混乱を引き起こす元になりかねない。整合性をもたせてほしかったところである。

「使用法」「Ⅱ各館での適用について」では、さらに、「各図書館において分類の一貫性を保つため、分類規程・基準を整備することが望ましい」<sup>23</sup>(下線筆者)という記述があるのも、気になるところである。分類規程が分類基準と同じであるなら、あえて分類規程・基準とする必要はないのではないか。

加えて、使用法Ⅱ部中の「適用基準」は、分類表に関する規程の中の第1項目「①分類表の適用基準(図書館の館種、規模、蔵書構成等)」に出現するのみである。

一方「1簡略分類と詳細分類」「3館種別適用」中では「適用方針」となっており、「適用基準」とは記されていない。

「適用基準」は「用語解説」では「各図書館が分類表を適用しようとする場合に方針として決めておくべき基準のこと」としているが、「適用方針」の語は、用語解説にはない。「適用基準」と「適用方針」、そして「各図書館が個別に成文化しておく必要のある「分類規程」」<sup>24</sup>との関係がわかりにくい。各用語の整理・明確化が求められる。

### 4.3.3 「使用法」の「分類作業」

#### 4.3.3.1 「網羅的索引法」と「分類重出」

『NDC10』では、「使用法」の「Ⅰ一般的な適用」の第1章に「分類作業」を挙げ、主題分析、主題の構造、記号への変換を取り上げている。

『NDC10』では、書誌分類への対処を可能とする分類法への道程を意識してか、網羅的索引法への言及及び分類重出の奨励が頻出する。

この点が、『NDC9』との相違点の1つであり、これについては改訂の方針にも述べられている。以下、具体的に確認する。

「使用法」の「1.1 書誌データの作成と分類作業」では、次のように分類重出の必要性を述べている<sup>25</sup>。

主題探索のアクセスポイントとなる分類記号(書誌分類記号)の場合は、的確かつ適合性が高いだけでなく多面的な検索に対応する必要がある。したがって、複雑な主題には、「分類規程」により選択された分類記号一つのみではなく、主題要素各々に対応した複数の分類記号を積極的に付与(分類重出)することが望ましい。

また、「1.2.1 主題分析の方法(要約法と網羅的索引法)」では、次のように、従来の図書館分類法の主題の要約法と共に「網羅的索引法」を紹介し、併せて分類重出を奨励している<sup>26</sup>。

網羅的索引法とは、要約法と異なり、資料を部分的に分析し、資料の副次的、周辺の主題まで網羅的に、分類記号を付与する方法である。(中略)書誌データにおいては、要約法だけでは十分に主題を表現できないと考えられる場合には、網羅的索引法にも留意し、積極的に分類重出を心がける必要がある。

要約すれば、「分類重出」とは「多面的な検索に対応するため」、「複雑な主題」に対して、「主題要素各々に対応した複数の分類記号を積極的に付与」することであり、「網羅的索引法にも留意し、積極的に」行う必要がある、となるだろう。

書架分類とは、ある資料の配架場所を決定するために、唯一の分類記号を与えることである。

一方、『日本目録規則1987年版』の書誌レベル、書誌階層規定の枠組みで考えれば、非継続資料(例えば、図書)の場合には、集合書誌単位、単行書誌単位、構成書誌単位が存在する。分類作業は本来的には単行書誌単位で行うものとしても、実際には、同一シリーズなどを書架上の1か所に集めるために、集合書誌単位に対しての分類を、各単行書誌に書架分類として与えることがある。単行書誌の単位で書架分類を与えそれによって主題別分類順配架がされるとシリーズが分散しまうため、それを避ける目的である。

このようなときに、単行書誌の主題に応じた分類番号をも書誌分類として付与しておく、情報資源検索の上での有用性が高まる。構成書誌単位

でも、目録上の分類記号を複数与えておけば、その有用性はさらに高まるであろう。

すなわち、「分類重出」は、単に一単行書誌の複数主題の場合に限定されるものではなく、書誌階層構造の上位あるいは下位の分類を与えることも含むといえる。

この意味で、「使用法」での「書誌分類記号としては、複数の主題それぞれに対応する複数の分類記号を必要に応じて分類重出することが望ましい」との記述は、表現が十分とはいえない。書誌階層構造にも触れた内容であればよかったのではないだろうか。

#### 4.3.3.2 「主題の構造」：ファセットとフォーカス

「I NDC の一般的な適用について」中「1 分類作業」の「1.2 主題分析」では、主題の構造を把握する方法として、「ファセット(facet)や単一概念(フォーカス：focus)」を取り上げている。「索引法では、一般に多面的である事物や現象を分析するための概念であるが、その観点ごとに、それぞれに属している単一概念(フォーカス)の集合のことをファセットという」と、解説をしている<sup>27</sup>。

さらに、続けて「分類表に即していえば、各主題分野(主類)がいくつかの特性(区分原理)によって区分されているとすると、一つの特性を用いて区分して得られる下位クラス(フォーカス)の総体を面(ファセット)とする」<sup>28</sup>と述べる。

『NDC10』の「使用法」の「1.2.3 主題の構造」で取り上げた、上記の「ファセット(面)及び「フォーカス」(単一概念)という用語は、分析合成型分類法において使用されてきた概念装置である。これまでのNDCでは登場しなかった用語で、列挙型分類法であるNDCに馴染んできた者には、唐突な印象である。

『NDC10』の「用語解説」では、「ファセット」及び「フォーカス」は次のように解説されている<sup>29</sup>。

##### ファセット

主題組織法や主題索引法において、多面的である各主題分野がいくつかの事物や現象を分析するための観点ごとに、それぞれに属している単一概念(フォーカス)の集合のこと。

##### フォーカス

主題組織法や主題索引法において、各主題分野(主類)がいくつかの区分特性によって区分されているとすると、一つの特性を用いて区分して得られる下位クラスのこと。フォーカスの総体が面(ファセット)である。  
(下線筆者)

「用語解説」においても、ファセット及びフォーカスについて、概ね同じトートロジーでの説明がされている。

上記の解説中で「各主題分野(主類)」という用語が使用されているが、一般に分類法において、用語「主類」はメインクラス(第一次区分のクラス)を指すと解されている。

実際に、『NDC10』の「用語解説」の「主類」の解説では、第一次区分のクラスであることが明記されている。

##### 主類

分類表の基本的かつ主要な区分の一つ。NDCのような一般分類法においては、通例、学術領域を第一次区分として区分した分類項目(類目)をいう。主類の数は、それぞれの分類表によって異なるが、NDCの場合は10である。

フォーカス・ファセットの解説における「主類」の用法は、「主類」自体の解説とは齟齬がある。各主題分野＝主類、は、混乱を招く表現であり、ここでは主類の語は削除する方が良いと思われる。

#### 4.3.3.3 主題の種類と分類規程

「使用法」中の「I NDC の一般的な適用について」「1 分類作業」の「1.2.3.2 主題の種類」では、上の「1.2.3 主題の構造」で取り上げたフォーカスとファセットの概念を使用して、主題の種類を解説している。取り扱われている主題は、5種類あるが、複数主題以外は、いずれもこれまでのNDCでは登場しなかった用語である。各用語について検討する。

##### (1) 基礎主題

基礎主題については、「確立した独立の体系的な知識分野である学問分野自体が主題となる」<sup>30</sup>

(下線筆者)と説明している。

しかし、NDCの第1次区分において、例えば「6 産業(農林水産業, 商業, 運輸, 通信)」は、学問分野ではない。(それゆえ、「601」は、「産業政策・行政, 総合開発」であって、「産業学」ではないのであろう。)

6の下位区分である「61 農業」を参照すると、その下位区分に、学問分野である「610.1 農学. 農業技術」が登場する。これは、例えば「4 自然科学」の下位の「401 科学理論. 科学哲学」とは系を異にする。

「1.2.3.2 主題の種類」では、NDCにおいては、主類(メインクラス)に総記、学問分野、事象の3種類が混在していることを、まずは解説する必要があるのではないだろうか。

## (2) 単一主題

単一主題は、「基礎主題とその学問分野における一種類のファセットの中のフォーカスで構成される主題」と解説し、例示に、資料『商法』をあげて、法律学(学問分野)—商法(法律の種類ファセットの中の商法というフォーカス)と説明している<sup>31</sup>。

ただし、『NDC10』ではこの系は、「32 法律」の下に「321 法学」、「325 商法. 商事法」が記号法上同じレベルにあり、実際に、『NDC10』での第3次区分表では、表2のようになっている。

表2 320 法律の構成

320	法律
321	法学
322	法制史
323	憲法
324	民法. 民事法
325	商法. 商事法
326	刑法. 刑事法
327	司法. 訴訟手続法
[ 328 ]	諸法
329	国際法

記号体系と分類項目名のインデクションから、「320 法律」は下のような構成になると解される。

320 法律— 321 法学 (学問分野)

320 法律— 322 法制史 (法律—歴史)

320 法律— 323 憲法 / 327 司法. 訴訟手続法  
(法律の種類別)

即ち、『NDC10』では、商法をはじめとする各種の法律は法律の種類ファセットの中のフォーカスという位置づけであるが、法学(Jurisprudence)という学問分野の下に、各種の法律(law)がファセットとしてあるわけではないと解されるのが一般的であらう。(そうでなければ、「法制史」(法律の歴史)と、「法学史」(法学という学問の歴史)との区別が説明できない。)

よって、「法律学のもつ各種ファセットの中の一ファセットである「法律の種類」を構成するフォーカスの一つである「商法」(下線筆者)という説明は誤解を生む表現であると思われる。

## (3) 複合主題

複合主題については、「基礎主題とその学問分野における二種類以上のファセット中の各フォーカスで構成される主題」と定義している<sup>32</sup>。

そして、説明事例として、『日本の商法』という資料を取り上げ、「法律学—法律の種類(商法)」(法律の種類ファセット)と「地域・国」(日本)の二種類以上のファセットの複合主題と説明している。

このうち、前者の法律の下のファセットについては、上記(2)で考察したように、各種の法律は法学の下のフォーカスという位置づけにはなっていない。

また、法律の分野においては、そもそも日本の法制度を基に分類が考案されているため、実際この資料を分類する際に、「商法 325」に、「日本」という要素を付け加えることは通常しない。

以上から、『日本の商法』を、「法律の種類(商法)」(法律の種類ファセット)と「地域・国」(日本)の二種類以上のファセットの複合主題ととらえることは誤りとはいえない<sup>33</sup>が、NDCにおいて、日本の法律の例を複合主題の例として取り上げるのは、適切な例とは言えないだろう。

「複合主題」は多くの場合 NDC があらかじめ定めた「引用順序」<sup>34</sup>に基づき、階層構造の形で細目表中に分類項目として列挙表示されている<sup>35</sup>と述べている。しかし、具体的な事例が示され



ていないために、理解が困難である。

例えば、「370 教育」における「375.3 / .8 各教科」と「374.1 学校種」を事例とした解説などがあればよかったのではないか。

#### (4)混合主題

混合主題・相関係について、「主題同士が組み合わせられた複雑な主題の一つ。基礎主題、単一主題のように通常は独立している主題が、それぞれの性質を保持しながら相互に結びついた主題構成要素を「相」と呼び、主題間の関係を「相関係」と呼ぶ。異なるクラスや学問分野の結びつき、あるいは同一分野または同一ファセットの中での結びつきなどがある」と解説されている<sup>36</sup>。

なお「2 分類規程」で、「混合主題」の場合には、個々の主題の分類項目の用意は大方なされているが、それらを組み合わせた複雑な主題に合致した分類項目は用意されていないことが多い<sup>37</sup>と述べ、「主題を構成する各要素に当てはまる分類項目の中から、どの分類項目を優先して選択するかを首尾一貫して決定するための「優先順位」に関する分類規程が必要となる」<sup>38</sup>との結論を示している。

「使用法」の「1.2.3.2 主題の種類」においては、この「優先順位」に関する分類規程に関して、例を挙げての説明はない。

一方、「2.1 5) 主題と主題との関係」を参照として、脚注で混合主題に相関係の分類規程が必要な事由を、次のように例を挙げて述べている<sup>39</sup>。

複合主題も混合主題も複数の主題要素から成る主題という点では同じである。ただし、ある学問分野内のファセット同士の組み合わせ(複合主題)は、あらかじめその関係(引用順序)が分類表および注記等により規程されている。例えば、イナゴは、動物学では無脊椎動物—昆虫類—直翅目—バッタ科、農学では、食用作物(に対する)—害虫、生活科学では、料理法—日本料理—食材として扱われる。これに対して、「米作農家のためのイナゴの生態学」というような学問分野を横断する主題(混合主題)は、相関係の分類規程が必要となる。

「イナゴ」の具体例は、混合主題に分類規程が必要な理由の理解を促すのに大きな効果をもつことから考えれば、「使用法」の本文でも、例を示して説明がなされるか、あるいは、この脚注への案内があればよかっただろう。

なお、「使用法」中の「1.2.3.2 主題の種類」<sup>40</sup>では、混合主題については、「基礎主題、単一主題、複合主題、つまり通常は独立している主題が、それぞれの性質を保持しながら相互に結びついた主題。結びついた主題構成要素を「相」と呼び、主題間の関係を相関係と呼ぶ」と述べ、代表的な相関係を列挙している。ここで、列挙されている相関係は、①影響関係、②因果関係、③概念の上下関係、④比較対照、⑤主題と材料、⑥理論と応用、⑦偏向関係の7件である。

一方、上述の文に続いて、具体例として案内されている「2.1 5) 主題と主題との関係」(p 273)では、「通常は独立している主題同士が相互に結びついた主題の場合は、次のとおりに取り扱う」<sup>41</sup>として、影響関係以下7つの相関係と各相関係についての区分原理の優先順位を示している<sup>42</sup>。①影響関係、②因果関係、③概念の上下関係、④比較対照、⑤主題と材料、⑥理論と応用、⑦主題と目的、がそれである。

上記の2か所で、混合主題(相関係)に、相違点が生じている。すなわち、「使用法」中の「1.2.3.2 主題の種類」では第7番目の相関係に「⑦偏向関係」をおくが、同じ「使用法」中の「2.1 5) 主題と主題との関係」では第7番目の相関係に「⑦主題と目的」をおいている。

なお、『NDC9』では「解説」において<sup>43</sup>、「3.4.3 主題と主題との関連」において、1)影響関係、2)因果関係、3)概念の上下関係、4)比較対照、が解説され、さらに5)並列する主題間の優先順位の項番が立てられ「一般から特殊への順序」が解説されていた。また、項目を改めて、「3.4.4 理論と応用」、「3.4.5 主題と材料」、「3.4.6 多数の観点から見た主題」、「3.4.7 主題と読者対象」、「3.4.8 原著作とその関連著作」の解説項目があった(表3)。

『NDC10』「使用法」1.2.3.2で挙げられた「偏向関係」には、脚注がつけられており、「ある主題を異なる主題分野のニーズに適合する方法で提示するといった関係。あるいは一方の主題の他方の

主題への適用関係に基づく結合」と説明して、例示として『図書館員のための英会話』『統計のための行列代数』『薬学のための統計学』などが挙げられている。

表3 混合主題（相関係）の種類

『NDC9』 解説	『NDC10』使用法 1.2.3.2 主題の種類 p269	『NDC10』使用法 2.1 5) 一般分類 規程 主題と主題との関連 p273
3.4.3 主題と主題の関連	1.2.3.2 主題の種類 4) 混合主題(相関係)	2.1 一般分類規程 5) 主題と主題との関連
1) 影響関係	① 影響関係	① 影響関係
2) 因果関係	② 因果関係	② 因果関係
3) 概念の上下関係	③ 概念の上下関係	③ 概念の上下関係
4) 比較対照	④ 比較対照	④ 比較対照
3.4.3. 理論と応用	⑥ 理論と応用	⑥ 理論と応用
3.4.5 主題と材料	⑤ 主題と材料	⑤ 主題と材料
3.4.6 多数の観点からみた主題		2.1) 主題の観点 ① 主題の観点による分類 ② 複数の観点からみた主題
3.4.7 主題と読者対象	偏向関係	⑦ 主題と目的
3.4.8 原著作とその関連著作		3) 原著作と関連著作

『NDC9』では、3.4.7 主題と読者対象として『警察官会話手帖；6 外国語でコミュニケーション』を挙げて、「警察官」で分類する例を示していた。また、『NDC10』の「2.1 5) 一般分類規程 主題と主題との関連」では、『介護のための心理学入門』を挙げ、老人福祉で分類する例を示している。

これらの例示を見る限り、上の「偏向関係」と、これらの「主題と読者対象」「主題と目的」は大きく相違するところはないと思われるが、異なる名称が用いられているということは、異なる点があるのだろうか<sup>44</sup>。これらの差異、項目の移動、項目が必要にして充分なお条件を満たしているのかなど、多くの疑問が残る。これらの諸点についての明確な整理を望みたい。

#### (5) 複数主題

複数主題とは、「独立した主題同士が、一つの資料中で相互作用なしに並列しているもの」と解説する。事例として、「農業—園芸—蔬菜園芸」の系として、「コマツナ・シュンギク・キャベツ・ハクサイ」という「四つの主題」を示している。

しかし、「農業—園芸—蔬菜園芸」までは学問分野・観点を持つ「主題(サブジェクト)」であっても、「コマツナ・シュンギク・キャベツ・ハクサイ」は「主題(トピックス)」ではないだろうか。一般に分類表においては、学問分野・観点を細区分していくと、その対象である「主題(トピックス)」に至るといえよう。

「使用法」において、複数主題の事例を示すのであれば学問分野・観定の範囲での複数主題の事例を示すほうが、より適切ではないかと考える。

#### 4.3.3.5 「1.3 記号への変換」

「使用法」「I NDC の一般的な適用について」「1 分類作業」の「1.3 記号への変換」では、「(2) 資料の内容に即したもっとも詳しい記号を付与する」<sup>45</sup>としている。書誌分類としての『NDC10』を意識したのであろうか。

しかし、「使用法」でも別途、「II NDC の各館での適用について」の「1 簡略分類と詳細分類」で取り上げているように、「蔵書量やその主題構成等に基づいて、それぞれの図書館にとって必要な部分は詳細に適用し、そうでない部分は簡略に適用する」ことが、一般的な目録政策・分類政策であろう。これは、書架分類記号だけでなく、OPAC における書誌分類記号においてもいえることである。例えば小学校図書館を想起すれば明確であろう。

一律に「もっとも詳しい記号を付与する」との表現は避けるのが賢明であろうと思われる。

#### 4.3.4 「5 相関索引の使用法」

「使用法」の「I NDC の一般的な適用について」の「5 相関索引の使用法」では、「5.1 利用の意義」、「5.2 限定語と合成語の活用」、「5.3 相関索引で地理区分記号、海洋区分記号を調べるための方法」の3項目を立て、説明をしている<sup>46</sup>。

ただし、この節では、相関索引の「凡例」<sup>47</sup>で

解説している以下の事項の欠落が見られる。

- ・索引語が人名の場合の限定語の付加  
例：サルトル（哲学）
- ・索引語が書名の場合の〔 〕(角括弧)による補記用語；書名、経典、聖書、聖典  
例：般若心経[経典]
- ・地理区分による細分(記号「△」)、言語区分による細分(記号「□」)の説明
- ・相関索引のヨミ及び配列に対する説明

また、合成語の採録について、「凡例」<sup>48</sup>では「合成語は、同じ名辞を含む索引語を網羅的に列挙するものでなく、主題分野が異なる用語を中心に選択を行っている場合がある」と断っている。

一方、本節では、「検索の便宜を考慮して、基幹となる語の下で合成された用語も一括して検索できるようにしてある」と、あたかも網羅的な索引であるかのような表現がとられている。

さらに、本節では、地理区分・海洋区分が相関索引で調べることができるという案内はあるが、地理区分記号・海洋区分記号そのものの説明はない。補助表からの記号であり、単独で分類記号として使えるものではない旨の説明があってもよかったのではないか。

いずれも、相関索引の凡例をみればわかることではあるが、NDC 理解の助けにするという意図のもとに「使用法」を新設したのであるなら、ここはやはり丁寧な解説が必要ではなかったろうか。

#### 4.3.5 別法について

『NDC10』の「使用法」の「Ⅱ NDC の各館での適用について」では、「10 版において別法が設けられている分類項目は、以下のとおりである」<sup>49</sup>と 007 情報学から 994 アフリカ文学までの、別法一覧がまとめられている。

これは、『NDC9』からの改訂点の一つとして、「全面的改訂が必要な分野」に対して、「別法注記を増やすという形でその主題に適切な部分的改訂を試行した」<sup>50</sup>意図から、多数の別法を導入したことを反映してのことであろう。

「将来の抜本的改革に向けた布石として」参考になる。

## 5 さいごに

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の分類委員会報告」に記されている。

表 1 『NDC10』の全体構成

第一分冊「本表・補助表編」	
はしがき	1p.
分類委員会報告	2p.
目次	2p.
序説	
序説目次	
はじめに	[1p.]
1 分類法の基本 (詳細は略)	4p.
2 日本十進分類法について	12p.
3 新訂 10 版における主要な改訂	5p.
3.1 改訂方針	
3.2 追加的対応	
3.3 各類における改訂の概要	
3.4 相関索引の整備	
3.5 NDC・MRDF10 の検討	
4 『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用方法について	[1p.]
5 用語解説について	[1p.]
6 序説, 『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用方法等に対する索引について	[1p.]
各類概説	10p.
第 1 次区分表(類目表)	
第 2 次区分表(綱目表)	
第 3 次区分表(要目表)	
凡例	
細目表	
一般補助表	凡例 I 形式区分 I-a 地理区分 II 海洋区分 III 言語区分
固有補助表	
第二分冊「相関索引・使用法編」	
相関索引	255p.
『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用方法	31p.
用語解説	15p.
事項索引	19p.

1 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法 新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

尚、実際には JLA に『NDC10』が納品されたのは 2015 年 1 月である。

2 『NDC10』が B5 判に変更されたことにより目録作成ツールである『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』や『基本件名標目表第 4 版』との大きさが統一された。

3 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.26-28.

4 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27.

5 なお、本文で挙げた以外の変更点のひとつとして、「3.2 追加対応」では、(5)その他として、日本の英文項目名を Nippon から Japan に、索引語のヨミをニッポンからニホンに変更したことを挙げている。「日本国憲法」や「日本海」がニッポンコクケンポウ、ニッポンカイで索引されていたことの違和感を思えば、「ニホン」への変更は自然に感じられる。

上記に依り、標題紙裏掲載の CIP では、タイトル標目が『NDC9』の「ニッポン ジッシン ブンルイホウ」から「ニホン ジッシン ブンルイホウ」に変更された。これに従うと、『NDC 9』と『NDC10』のカード目録は隣接しないことになるが、それはそれでよいのだろうか。

加えて、英文表記は Nippon Decimal Classification のままだが、これは固有名詞として了解すればよいのだろうか。

6 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27.

7 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.266

8 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27

9 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27

10 藤倉恵一「『日本十進分類法』新訂 10 版のあとさき」『現代の図書館』Vol. 53 No. 1 (2015) p39-46

高橋良平「『日本十進分類法』新訂 10 版の概要」『カレントアウェアネス』No. 324 (2015. 6) p11-14

11 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.266

12 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27.

13 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.23.

14 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.460-473. 「固有補助表」

15 川瀬綾子, 米谷優子, 村上泰子, 北克一「『日本十進分類法 新訂 10 版』の検討 その(2) 補助表」

『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

URL:<http://www.kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/J1/>[2015-09-20 確認]

16 たとえば、分類委員による『NDC10』に関する著述では、「序説」「使用法」について、次のような記述がみられる。

・「10 版では、さらに進んで、分類それ自体のイントロダクションとなるべき「序説」と、特に初学者や不慣れな作業員への具体的な指針となる

「使用法」とに再構成した」(藤倉恵一「『日本十進分類法』新訂 10 版のあとさき」『現代の図書館』Vol. 53 No. 1 (2015) p39-46)

・「NDC に関する概説書やテキストは多数出版されてきたが、これらと同じ水準の説明が NDC の本体に組み込まれ、NDC の仕組みや考え方を分類委員会として公式にまとめた意義は大きいといえる」

(学習者のための概説書やテキストと「同じ水準の説明」としてまとめたとの意図が示されている)

(高橋良平「『日本十進分類法』新訂 10 版の概要」『カレントアウェアネス』No. 324(2015. 6)p11-14)

17 『NDC10』「本表・補助表編」 p.11

18 『NDC10』「本表・補助表編」 p.11.

19 『NDC10』「本表・補助表編」 p.30. 「4 『日本十進分類法新訂 10 版』の使用法について

20 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.266.

21 川瀬綾子, 村上泰子, 米谷優子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(5) 0 類総記」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・川瀬綾子, 米谷優子, 村上泰子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(6) 1 類哲学」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・米谷優子, 村上泰子, 川瀬綾子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(7) 2 類歴史」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・川瀬綾子, 米谷優子, 村上泰子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(8) 3 類社会科学」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・村上泰子, 川瀬綾子, 米谷優子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(9) 4 類自然科学」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・村上泰子, 米谷優子, 川瀬綾子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(10) 5 類技術」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・村上泰子, 米谷優子, 川瀬綾子, 北克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(11) 6 類産業」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015

・米谷優子, 村上泰子, 川瀬綾子, 北克一「『日本十

進分類法新訂 10 版』の検討 その(12) 7 類芸術  
『情報学=Journal of Informatics』 12(2), 2015

・川瀬綾子, 米谷優子, 村上泰子, 北克一『日本  
十進分類法新訂 10 版』の検討 その(13) 8 類  
言語』『情報学=Journal of Informatics』 12(2), 2015

・川瀬綾子, 米谷優子, 村上泰子, 北克一『日本  
十進分類法新訂 10 版』の検討 その(14) 9 類文  
学』『情報学=Journal of Informatics』 12(2), 2015

URL はいずれも以下の通り

[http://www.kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/J1/\[2015-09-20](http://www.kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/J1/[2015-09-20) 確認]

22 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.266.

23 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.280.

24 『NDC10』、「使用法」「ⅡNDC の各館での適  
用について」冒頭部分 p280)

25 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.266.

26 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.267.

27 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.268.

「1.2.3.1 ファセットとファークス」

28 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.268.

「1.2.3.1 ファセットとファークス」

29 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.303. 「用  
語解説」

30 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.268 『日  
本十進分類法 新訂 10 版』の使用法.

31 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.269 『日  
本十進分類法 新訂 10 版』の使用法.

32 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.269 『日  
本十進分類法 新訂 10 版』の使用法.

33 ただし、これはあくまでも、法律の「商法」に  
ついての資料であることは正しいとした上でのこ  
とである。実際には、「商法」は法律の名称だけで  
なく、「商売・商取引の方法」という意味でも用い  
られる語でもあり（例えば『大辞林』は語義の第  
一に「商売のやり方」を挙げている）、その意味で  
用いられていた場合には主題分析から、大きく誤  
っていることになる。『日本の商法』はタイトルだ  
けで内容が一義に判断される資料ではない。その  
意味からも、ここでこの資料を例として取り上げ  
ることの問題点を感じるものである。

34 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.271.脚注

「[引用順序とは]「事前結合索引法において区分  
特性が適用される順序である。主題同士の関連性  
を簡潔な記号で表すために、「関連子」等の特別な  
結合記号を用いずに組み合わせる(結合する)順序  
により関連性を示そうとしている。引用順序は結  
果として、主題に関するどの概念がまとめられ、

その概念が分散されるかを決定する」とされてい  
る。

35 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.271.

36 『NDC10』、「相関索引・使用法編」用語解説  
p298

37 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.271.

38 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.271.

39 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.269

40 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.269

41 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.273.

42 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.273-274.

43 『NDC9』「本表編」 p.xxxvi-xxxv. 「序説」

44 なお「用語索引」には、「因果関係」「影響関係」  
「偏向関係」のいずれの語も掲出はなかった。「事  
項索引」には、「因果関係」「影響関係」及び「主  
題と材料」は、「使用法」の 1.2.3.2 及び 2.1 への  
案内が、「主題と目的」は、使用法の 2.1 への案内  
があったが、「偏向関係」は掲出がなかった。

45 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.269.

46 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.279.

47 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.7-9.

48 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.8.

49 『NDC10』、「相関索引・使用法編」 p.281-287.

50 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.27-28